

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 6月26日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 名古屋市緑区大高町二番割72-1 氏 名 東亜道路工業株式会社 名古屋支店 支店長 吉田 和博 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-622-2511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜道路工業株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市緑区大高町二番割72-1
計画期間	平成29年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①「事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：213,463万円
③従業員数	33人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	舗装修繕工事 がれき類発生 ⇒ 収集業者によるがれき類運搬（中間処理工場） ⇒ 再生碎石・再生骨材として再利用（再利用率100%）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別表参照 (別表-1)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (平成28年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	11,834.65 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理後は、全量再生利用を目標として取り組んでいる。 発生状況が一定ではないため自社として減量は困難であるが工法等による努力、設計提案による発生量の抑制 (路上再生混合方式) を提案し改善を目指す。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	10,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 受注高によって排出量が左右されるが、発生量抑制型の設計提案・工法提案により排出量の減量に取り組みます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類は直接排出している。少量ではあるがその他廃棄物として木くず・金属・プラスチック等は分別し委託契約し排出しています。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上、従前通りの予定です。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	11,834.65 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	11,834.65 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 全量中間処理業者に委託処理後、再資源・再利用化に取り組んでいます。		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別表—1)

```

graph TD
    A[社長  
(本社)] --> B[処理総括責任者  
(所長)  
||  
処理責任者]
    A --> C[処理総轄責任者  
(安全衛生担当役員)  
↓  
安全環境室長]
    C --- D[中央安全衛生委員会  
(産業廃棄物適正処理検討)]
    C --> E[支社  
(支社)]
    E --> F[支社処理総轄責任者  
(支社長)  
↓  
工務(工事)・製品(製品営業)・技術・環境事業・安全管理部長]
    F --- G[支社安全衛生委員会  
(支社産業廃棄物適正処理検討)]
    F --> H1["(乳剤工場)"]
    F --> H2["(合材工場)"]
    F --> H3["(支店・営業所・技術センター) (単独現場・環境事業)"]
    H1 --> I1[処理統括責任者  
(工場長)  
||  
処理責任者]
    H2 --> I2[処理統括責任者  
(工場長)  
||  
処理責任者]
    H3 --> I3[処理統括責任者  
(支店長・所長)  
||  
処理責任者]
    I3 --> J["(出張所)"]
    I3 --> K["(工事現場)"]
    J --> L[処理総括責任者  
(所長)  
||  
処理責任者]
    K --> M[主任技術者等  
(現場代理人)  
||  
処理責任者]
    M --> N["(協力会社)"]
    N --> O[処理責任者]
  
```

The organizational chart illustrates the hierarchy of waste management responsibilities. At the top is the President (社長) of the main company (本社). Reporting to the President are the General Manager (処理総括責任者) and the General Supervisor (処理総轄責任者). The General Supervisor oversees the Safety and Environment Room Chief (安全環境室長) and is connected to the Central Safety and Health Committee (中央安全衛生委員会). The General Supervisor also oversees the branch company (支社). The branch company's General Supervisor (支社処理総轄責任者) oversees the Branch Manager (支社長) and the Branch Manager oversees the Branch Manager (工務(工事)・製品(製品営業)・技術・環境事業・安全管理部長). The Branch Manager is connected to the Branch Safety and Health Committee (支社安全衛生委員会). The Branch Manager oversees four areas: (乳剤工場), (合材工場), (支店・営業所・技術センター) (単独現場・環境事業), and (出張所). Each of these areas has a General Manager (処理統括責任者) who oversees the General Manager (工場長) and the General Manager (支店長・所長). The General Manager (支店長・所長) oversees the General Manager (出張所) and the General Manager (工事現場). The General Manager (出張所) oversees the General Manager (所長) and the General Manager (主任技術者等). The General Manager (主任技術者等) oversees the General Manager (協力会社).